

報道各位

被災相談窓口における業務の一時中止について

本市では、令和6年能登半島地震において建物被害を受けた皆さまに罹災証明書を交付し、各種被災者支援制度の相談や申請ができるよう、被災相談窓口を設置しております。

この度、罹災証明書を発行するためのシステムについて、システム事業者より、メンテナンスのため石川県を含め全国的に使用できない期間が生じるとの連絡があったことから、下記のとおり被災相談窓口の業務を一時中止しますので、市民周知にご協力下さいますようお願いいたします。

記

【業務中止対象期間】

令和7年3月22日（土）終日 から 3月23日（日）終日 まで

【一時中止業務】

西区役所健康センター棟3階 住宅関連相談窓口

問い合わせ先
危機管理防災局 危機対策課 瀧澤
電話 025-226-1142